

令和 7 年度
事業計画書

令和7年3月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

ま え が き	1
1. 公共事業予算の安定的・持続的な確保とその円滑な施工	2
2. 公共工事等の適切な入札・契約	3
3. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保	5
4. 生産性の向上	12
5. 経営の改善	14
6. 災害・除雪・防疫対応	15
7. 戦略的広報の推進	17
8. 建設業における社会的責任への取組	18
9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート 調査の実施	19
10. その他の事業・行事の開催	21

ま え が き

令和6年は、能登半島を襲った地震・豪雨の二重災害や8月の日向灘地震など、地震、豪雨、台風等多くの自然災害が全国各地で発生した。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等へ対応するため、防災・減災、国土強靱化の重要性が改めて認識された。

同年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用され、官民一体となり働き方改革や生産性向上への取組が進展した。また、6月には建設業がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的とした第三次・担い手3法が成立するなど、建設業界を取り巻く環境が大きく変化した年であった。

地域建設業は、災害に強い強靱な国土づくりや人々が安全・安心に暮らせる社会資本の整備を担うのみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」とであると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っているが、公共建設投資の横ばいが続く中で、資機材価格の高騰や人件費上昇により実質投資額が減少するなど、その経営環境は、厳しさを増している。

このような状況において、地域建設業がその社会的使命や役割をこれからも持続的に果たしていくためには、担い手の確保や働き方改革、生産性向上等の様々な課題に対応し、建設業を魅力ある産業としていかなければならない。

全国建設業協会（以下「全建」という。）は、引き続き諸課題の解決に向け、以下のとおり令和7年度の事業計画を策定し、地域建設業の発展のため、各都道府県建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業予算の安定的・持続的な確保とその円滑な施工

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

政府は、公共事業関係費として令和6年度補正予算で約2兆3,490億円、令和7年度当初予算で前年とほぼ同額の約6兆858億円を確保した。しかし、資機材価格の高騰や人件費の上昇の影響等もあり、公共投資の実質額は減少している状況である。

全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、引き続き各都道府県建設業協会と連携し、政府・関係機関に、公共事業予算の安定的・持続的な確保はもとより、実質投資額が減少することのないよう予算増額の必要性について提言・要望を行う。

また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画について、一刻も早く策定すること及び当該計画に現行5か年加速化対策を十分に上回る事業量（例えば、5年25兆円）を盛り込むことを強く要望するとともに、国土強靱化予算について引き続き当初予算における別枠での確保を求める。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置の要望に関しても、適時適切な対応を行っていく。

(2) 公共事業等の円滑な施工

防災・減災、国土強靱化の推進等の政策目的の実現はもちろん、今後の公共事業予算の安定的な確保のためにも、公共事業を円滑に執行し、建設業界の施工余力が十分であることを示すことが重要である。

このため、全建では、各都道府県建設業協会と連携し、地域ごとに受発

注者間の意思疎通の緊密化を促し、不要な不調・不落の発生を防止する等、公共事業の円滑な施工の推進に取り組む。

また、防衛関係予算の急拡大により防衛関係施設の整備及び維持管理等に関する工事の増加が見込まれることから、地域建設企業によるこれら工事への参画に必要な情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に十分な情報を提供するとともに、関係機関に対してその円滑な執行のため必要な提言・要望を行う。

2. 公共工事等の適切な入札・契約

(1) 適切な入札・契約

①公共工事

第三次・担い手3法（品確法、建設業法、入契法）の適切な運用に向け、公共工事の発注者等における運用状況の的確な情報収集に努め、国土交通省等関係機関、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行う。

特に、国はもとより地方公共団体、とりわけ市町村における発注関係事務運用指針等の浸透状況、運用状況に関する調査・分析を行い、これを踏まえて必要な提言・要望を行う。

ダンピング受注の排除を図るため、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が未設定又は全国基準（公契連モデル）より低位にある公共団体に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げや計算式・率の見直しについて提言・要望を行う。

改正建設業法に基づき検討が進められている中央建設業審議会（中建

審) 労務費の基準ワーキンググループにおいて、元請企業が利潤を確保した上で適正な水準の労務費を下請企業に支払うことができるよう、入札契約制度の改善等も含めた必要な措置について提言・要望を行う。

さらに、「賃上げ実施企業を加点する総合評価方式」については、その制度運用及び会員の取組実態等について把握・分析を行うとともに、課題を把握し経営実態に即した柔軟な運用について提言・要望を行う。

②民間工事

民間発注者が原価に満たない金額での契約や「工期に関する基準」(中建審)に基づく適正な工期を確保していない契約を行うことがないよう、その実情の把握に努め、建設Gメンその他関係機関に指導を求めるとともに、実態の改善に向けた提言・要望を行う。

さらに、中建審による民間建設工事標準請負契約約款の改定動向の把握に努め、必要に応じて提言・要望を行う。

(2) 労務費・資材価格の円滑な価格転嫁

公共工事における建設資材の直近実勢価格の予定価格への反映、スライド条項や設計変更の適時・適切な実施、特に民間工事における契約後に労務費、資材価格が上昇した場合の円滑な価格変更協議のため、これらの運用状況等に関する情報収集に努め、建設Gメンその他関係機関に指導を求めるとともに、課題解決に向けて提言・要望を行う。

また、改正建設業法で定められた受発注者間の誠実協議を促すため、民間工事を含め工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事項(おそれ情報)について、適宜発注者に通知するため、「全国建設業協会様式 おそれ

情報通知書」(仮称)を作成し、会員企業によるおそれ情報の通知とこれに基づく価格転嫁の取組を推進する。

なお、昨年4月に策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」について、資機材やエネルギーコストの上昇等も含め適切な価格転嫁が図られるよう取組を追記する改正を行い、適切な価格転嫁が行われるよう周知徹底する。

現在、「労働関係法令相談室」にて受け付けている会員企業及びその取引先企業からの相談について、労務費のみならず資機材やエネルギーコストを含めた総合的な価格転嫁の相談窓口として、別に新しく「価格転嫁相談室」(仮称)を開設する。

地方公共団体における公共工事の円滑な価格変更を進めるため、長による専決処分の議決を関係機関に働きかける。

3. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保

（1）処遇改善

①賃金の引上げ

本年2月の設計労務単価改定は、全国平均6.0%(主要12職種5.6%)の大幅アップとなった。これを受け、引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、本年2月の内閣総理大臣、国土交通大臣等と建設業4団体との車座で申し合わせたおおむね6%の上昇を目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進めるとともに、来年以降の設計労務単価のさらなる引上げを目指し、引き続き提言・要望を行う。

昨年 4 月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことに伴い、休日が増えても技能者の減収にならないよう、休日分を補う労務単価の増額や補正係数の引上げ、標準歩掛りの見直し等必要な措置について提言・要望を行う。

また、技術者その他の建設業従事者の賃上げのため、積算基準における一般管理費及び現場管理費の引上げについて提言・要望を行う。

②賃金の行き渡り

中建審労務費の基準ワーキンググループに参画し、適正な水準の労務費が技能者に行き渡るよう実効性確保策の検討動向を注視し、必要な措置について提言・要望を行う。

③退職金制度

建設業退職金共済制度について、電子申請システムの普及促進とそのためのインセンティブ、技能者の技能レベルに応じた処遇改善に資する制度の見直しやCCUSとの一層の連携促進等について必要な提言・要望を行う。

(2) 働き方改革の着実な推進

①「2+360（ツープラス・サンロクマル）運動」

働き方改革の取組の一層の促進・深化に向け、引き続き「2+360（ツープラス・サンロクマル）運動」を推進する。

同運動について、ポスター等で各都道府県建設業協会及び会員企業に周知し、全建作成の「週休2日実現企業（スマイルライフ企業）」のシ

ンボルマークの普及活用を推進するとともに、先進企業の好事例について幅広く情報発信して会員企業への水平展開を図る。

また、週休2日の普及を進めるため、休日が増えても技能者の減収にならないよう、休日分を補う労務単価の増額や補正係数の引上げ等必要な措置について提言・要望を行う。〔再掲〕

労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、生産性の向上及び業務の効率化が不可欠であることから、建設業におけるICT技術、DX、建設ディレクターの活用等の最新情報や会員企業における好事例の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

②「適正工期見積り運動」

会員企業において、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合には、「工期に関する基準」（中建審）に沿った見積り・提案を行うことを通じて、発注者の理解を得つつ適正な工期の実現を図る「適正工期見積り運動」を引き続き推進する。

また、本運動の会員企業の取組状況を把握するとともに、好事例の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

③「目指せ！建設現場の土日一斉閉所運動」

日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会等と連携し、引き続き「目指せ！建設現場の土日一斉閉所運動」を展開する。

さらに、この運動を地域ごとにブレークダウンし、都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会（厚生労働省）等を活用して、地域の発注者

を巻き込みつつ、地域の実情を踏まえて行う各都道府県建設業協会単位のキャンペーンを展開する。

また、各都道府県建設業協会及び会員企業の取組状況を把握するとともに、好事例の収集を図り、各協会及び会員企業に情報提供する。

④建設技能者を大切にする企業の評価

技能者を大切にし、処遇改善等に積極的に取り組む企業を可視化・評価するために、国土交通省が検討している「自主宣言制度」について、提言・要望を行うとともに、本制度等について各都道府県建設業協会及び会員企業へ情報提供する

⑤労働関係法令の周知等

「全建の改正労働基準法Q & A100+27」を活用して、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制のポイント、例外となる災害復旧等における労働時間管理等について会員企業の理解促進を図る。

昨年度に開設した「労働関係法令相談室」について、会員企業へ周知、活用を促進し、会員企業が日頃直面する労働関係法令全般に関する疑問事項を解決するとともに、その内容を集約し、必要に応じ、取扱事例を水平展開する。

（３）建設キャリアアップシステムの普及促進

令和３年度から取り組んでいる「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、登録協会について取組内容の深化を図りその水平展開を図るほか、CCUSに係る諸問題の検討を行い、関係機関等へ提言・要

望を行う。

併せて、「建設キャリアアップシステム運営協議会」や「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」への参画を通じ、制度の改善、メリットの実現、利用する事業者・技能者への支援措置、令和9年度に運用開始が予定されているシステム更新等について提言・要望を行う。

また、「CCUS 認定登録機関」の登録支援業務等に関する委託費（建設業振興基金）及び「人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）」（厚生労働省）の周知・活用促進を図る。

（４）人材確保の取組

①若年者の人材確保

会員企業が若年者の採用活動を円滑に進められるよう新規高校卒業者等の採用選考活動のルールやスケジュール等に関する情報を提供するとともに、全国、都道府県別に新規高校卒業者等の労働市場に関するデータを提供する。

また、新規高校卒業者等の採用に関する好事例を収集し、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

都道府県建設業協会及び会員企業と学校関係者（生徒、学生）の情報マッチングを図り若年者の入職促進を支援する「つなぐ化事業」

（厚生労働省委託事業）の活用促進、ベストプラクティス企業（同省選定）、ユースエール企業（同省認定）など若年者に魅力ある企業に関する情報発信を行うとともに、建設ディレクターとしての入職など多様な人材の確保策の促進を図る。

②女性の活躍・定着促進

本年3月に新たに策定された「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」（計画期間：令和7～12年の5年間）に基づき、全建の「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」を改訂し、各都道府県建設業協会及び会員企業への周知を図るとともに、これに基づく取組を推進する。

女性活躍、子育て、ワーク・ライフ・バランス等の推進については、会員企業に「えるぼし認定」、「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定」及び「ユースエール認定」に関する理解を図り、各認定の取得を支援する。

③高齢者・障害者の雇用促進

本年4月から希望者全員を65歳までの雇用確保措置が義務化されることを周知するとともに、高齢者の更なる活躍に向け、会員企業の状況等の調査を通じ、好事例の収集を図り、水平展開する。

また、本年4月から障害者の法定雇用に係る除外率が10.0%に引き下げられることを周知するとともに、障害者の雇用促進に関する好事例に関する情報を収集、提供する。

④外国人の人材確保

令和6年3月に入管法等が改正され、「育成就労制度」が創設されたことから、今後の政省令の作成動向を注視しつつ、同制度の具体的運用について関係機関に対して提言・要望を行う。

また、外国人の高度な人材を確保するため、就労可能な在留資格、在

留資格ごとの採用手続について作成したガイドブックを活用し、会員企業に周知するとともに、建設技能人材機構（J A C）と連携し、必要な情報を提供する。

⑤その他の人材確保

退職自衛官、Uターン、Iターン者等、その他多様な人材の確保に向けて、関係機関等と連携し、必要な情報を提供する等支援を行う。

（５）労働災害防止対策の推進

①墜落・転落防止対策

第14次労働災害防止計画（令和5～9年度厚生労働省）において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月同省）並びに「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月、閣議決定）を踏まえた改正厚生労働省令及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月同省）等を周知・活用して、墜落・転落防止対策の徹底に取り組む。

②その他の労働安全衛生対策

本年1月に建議された「今後の安全衛生対策について」（厚生労働省）に基づき今後展開される個人事業者等に対する安全衛生対策、職場のメンタルヘルス対策等や同省安全衛生分科会で検討中の熱中症対策について、具体的対策が検討・提示されるに当たって、必要な意見を述べるとともに、当該取組についての周知を図る。

さらに、現場技術者を対象に労働安全を中心とした研修会を実施し、改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図る。

（６）その他

①社会保険加入の徹底等

社会保険加入の徹底を通じ、下請企業を社会保険加入企業に限定するなどの社会保険加入促進のための運動・取組の周知徹底を図る。

また、再開された「建設業の一人親方問題に関する検討会」（国土交通省）に参加し、必要な提言・意見を述べる。

②全国建設労働問題連絡協議会の開催

働き方改革、女性活躍、外国人活用等の人材確保に資する取組について、各都道府県建設業協会職員等の参加により、実務担当者や専門家を招いた講演等を行う「全国建設労働問題連絡協議会」を開催する。

４．生産性の向上

（１）生産性の向上に向けた取組

国の政策によりDX（デジタルトランスフォーメーション）や i-Construction の取組（令和6年から i-Construction2.0）が加速する中、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システム（ASP）などインフラ分野のDXやコンクリート構造物のプレキャスト化、書類の標準化や簡素化による関係書類の削減等の生産性向上策に関する最新

情報の収集に努め、会員企業等に適宜情報提供を行う。

特に I C T 活用工事については、本年度から直轄工事（土工、河川浚渫工）において、発注者指定型による I C T 施工の原則化が図られることを踏まえ、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、積算基準の見直しや I C T 活用工事の手引きの作成、人材育成や設備投資への負担に関する課題の解決、地方公共団体も含めた対象工事の拡大等、一層の促進に向け、国土交通省の関係委員会等において提言・要望を行う。

また、B I M／C I Mについては、関係委員会等に参画の上、原則適用化に伴う制度運用面での会員企業の課題を把握し、必要な提言・要望を行う。

本年 2 月に実施された総理大臣、国土交通大臣等と建設業 4 団体との車座での申し合わせを踏まえ、生産性向上の具体的な目標・期限を定めた計画を策定し、定期的なフォローアップを行う。

さらに、改正建設業法による技術者専任制度の規制合理化やデジタル技術を活用した現場管理等について、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、その運用状況を踏まえて、必要に応じ提言・要望を行う。

（２）補助金の活用による I C T の推進

令和 6 年度補正予算で創設された建設市場整備推進事業費補助金を活用して、導入・活用が遅れている地域建設企業の I C T 化を図る。

そのため、各都道府県建設業協会に当該補助金の活用を働きかけるとともに、その適切な分配に努め、各協会を通じて会員企業への I C T 機器の普及が図られるよう支援を行う。

（３）建設技術者の技術力向上に向けた取組

建設技術者の技術力向上のため、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集し、優れた事例を選定の上、「技術研究発表会」を開催し、特に優秀な事例について発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ、SNS等を通じて建設業界の取組について広く情報発信する。

５．経営の改善

（１）税制・金融等を活用した経営改善のための取組

各都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や税制の運用・手続の改善等について、必要な提言・要望を行う。

また、今後検討が予定されている税制・金融等に関する制度のほか、会員企業の経営に係る事業承継に係る各種支援施策や、その他経営基盤の強化・改善に繋がる制度等についての情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

（２）建設業の契約制度改正等への対応

「５年後の約束手形の利用の廃止」（令和３年６月閣議決定「成長戦略実行計画」）に向けた金融界の動向や、今通常国会に提出予定の下請法の改正案、フリーランス法の適用の動向など、建設産業や中小建設企業に係る企業間の取引や契約制度改正等の動向についての情報収集に努め、

各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

（３）ＳＤＧｓ経営への取組

地域建設業におけるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）経営への取組を支援するため、全建「地域建設業ＳＤＧｓ経営指針」に基づき、「ＳＤＧｓ相談窓口」での対応等により会員企業におけるＳＤＧｓの理解促進と取組への意識醸成を図るとともに、全建ジャーナルその他各種メディアに会員企業のＳＤＧｓの取組を発信する。

優れたＳＤＧｓの取組事例については、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」の「社会貢献・ＳＤＧｓ功労者表彰」において表彰し、更なるＳＤＧｓの取組への意識醸成を図る。

（４）ＧＸに係る環境問題への対応

令和５年５月に成立したＧＸ（グリーントランスフォーメーション）推進法に基づき同年７月にＧＸ推進戦略が策定され、これに基づき政府全体で脱炭素の取組が進められているが、そのうち建設施工分野における脱炭素化の技術や施策について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

また、本年４月より全面施行となる改正建築物省エネ法・建築基準法や、その他の環境・安全関係法令に関しても、関連委員会への参画等により情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

6. 災害・除雪・防疫対応

(1) 体制の整備

災害応急復旧・除雪・防疫活動に携わった都道府県建設業協会及び会員企業から情報収集を行い、その活動実施に当たって顕在化した諸課題を整理し、必要な提言・要望を行う。

特に災害協定・防疫協定については、各都道府県建設業協会における締結状況及び協定書の内容を調査し、協定書に記載すべき項目、活動中に発生した労働災害や二次災害に対する補償、従事した協会・会員企業の活動状況の広報等について検討・提言を行う。

また、災害時における国と地方公共団体の連携による緊急対応の円滑化、損害額の受注者負担の撤廃等について提言・要望を行う。

地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援する。

全建が指定公共機関としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、関係行政機関及び各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化に努める。

(2) ICTの活用

発災時に各都道府県建設業協会及び会員企業がICT技術の活用等を通じて、より安全かつ迅速に対応できるよう、建設市場整備促進事業補助金を活用し、地域建設企業へのICT機器の普及を進めるとともに、これを活用した災害対応訓練の実施を図る。〔再掲〕

（３）広報

災害・除雪・防疫対応を行う建設企業の姿を写真・動画に記録し、協会名入りのベストやゼッケンシール等の着用により建設業協会の会員企業であることをPRしつつ、地域に貢献する建設業の活躍をSNS等でタイムリーに発信する。

なお、発災時には誰よりも先に現場に駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず対応に当たる地域建設業の活躍を広く周知するため、災被災地協会と連携して、会員企業の活動をSNSで発信する。併せて、国土交通省のテックフォース広報班等と連携した効果的な広報活動を検討、実施する。

また、建設業の災害・除雪・防疫対応を広報するコンテンツ（動画・冊子等）を作成し、SNSや水防演習・防災推進国民大会等イベント出展を通じて周知を図る。

7. 戦略的広報の推進

（１）「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

「地域の守り手」として最前線で安全・安心の確保を担う地域建設業の姿を広く社会に周知することで、建設業が新3K（給与・休暇・希望）に「カッコいい」を加えた新4Kの業界として、一般市民や学生、子ども等、国民各層に認知されるよう、政府・関係機関や業界団体、各種メディアと幅広く連携して広報活動を推進する。

また、各都道府県建設業協会や会員企業の広報活動を奨励するため、7月に「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、その「広報功労

者表彰」において、建設業のイメージアップに資する優良な広報活動を行った協会・会員企業を顕彰するとともに、事例発表の動画を作成し広く建設業の社会貢献活動を周知する。

（２）広報体制の充実・強化

全建ジャーナルについては、更なる内容の充実を図ることはもとより、全建の事業活動や各種アンケート調査結果、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道府県建設業協会や会員企業が行っている様々な働き方改革や担い手確保・育成、生産性向上などの取組を紹介するとともに、各協会が実施している広報に関する取組事例等を水平展開し、各協会の広報力の強化を図る。

また、都道府県建設業協会や会員企業の活動について、写真・動画などとともに情報収集し、建設専門紙、一般紙等への積極的なプレスリリースを行うのみならず、SNS等を活用し地域に貢献する建設業の情報を広く一般に発信する。

ホームページについては、SNSと連携させる等、スマートフォンでの閲覧に対応するため必要な改修を行う。

８．建設業における社会的責任への取組

（１）建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

社会的責任を果たし、コンプライアンスに則った事業活動を行うため、引き続き全建の「建設企業（団体）行動憲章」の周知を図るとともに、建設業適正取引推進機構など関係団体と連携し、必要に応じて講演会や研

修会等を開催する。

また、法令順守、地域社会への貢献等建設業が果たすべき役割と重要性を再認識するため、全建ジャーナル、ポスター等を活用してC S R活動の推進を図る。

（２）建設業の社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、７月に「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた社会貢献・S D G s 活動の事例及び建設業の広報に積極的に貢献した事例を顕彰する。〔再掲〕

また、これらの優秀な活動事例を取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するなど広く啓発・広報する。

９．地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート調査の実施

（１）アンケート調査の実施

地域懇談会・ブロック会議での議論のための基礎資料や関係機関への提言・要望のための資料とするため、各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、次の①～③のアンケート調査を実施する。

また、建設業に係る政策・法令等に関する意見の集約や建設業の情勢把握のため関係省庁が行う各種調査やアンケートに協力する。

①生産性向上の取組に関するアンケート

I C T施工、B I M/C I M、遠隔臨場、工事情報共有システム（A

S P)などのインフラ分野のD Xやコンクリートの構造物のプレキャスト化、書類の標準化や簡素化による関係書類の削減などの生産性向上策に関し、その取組状況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

②発注関係事務の運用状況等に関するアンケート

公共工事等の発注者の入札契約状況、その課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。併せて、手形・小切手、電子記録債権、インボイスや電子契約等、企業間の取引や契約制度に関する現状や問題点についてアンケート調査を実施する。

③労働環境の整備に関するアンケート

働き方改革、賃上げ等の労働環境の整備状況に関し、その取組状況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

(2) 地域懇談会・ブロック会議

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国 9 ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情を踏まえ、積極的な意見交換を行う。

また、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等について引き続き検討を行う。

（３）令和７年度全建要望とその他の要望活動

地域懇談会・ブロック会議での議論を踏まえ、「全建要望」として取りまとめ、政府与党、国土交通省等に対して要望を行う。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置等の要望に関しても、積極的に対応していく。

10. その他の事業・行事の開催

（１）定時総会、協議員会、理事会等の開催

６月に定時総会、９月と３月に協議員会を開催するほか、随時理事会及び各委員会を開催し、本会の業務執行等を諮る。

また、６月に建設業の振興・発展に貢献された都道府県建設業協会役員・会員企業に対し建設関係功労者表彰を行うほか、９月に建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため慰霊法要を執り行う。

さらに、経営者層の技術の研鑽を深めるため、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会を実施する。

（２）事務所の移転と防災体制の整備

現在本会の事務所を置く東京建設会館（東京都中央区八丁堀２丁目５-１）の老朽化のため、８月に事務所を新東京建設会館（同２丁目８-５）に移転することに伴い、引き続き円滑な事業運営が図られるよう、着実に準備その他の事務処理を進める。

また、移転に伴い首都直下型地震等の災害に備え、備蓄品の整備、通信手段の整備・点検を行うとともに、新しいビルでの高度な通信環境を活か

し、各都道府県建設業協会とのW e bによる会議の充実、災害等非常時の緊急連絡体制の整備を図る。

さらに、現在都内にある事務所の代替拠点のほか、首都直下型地震の影響を受けにくいと想定される東京近郊の建設業協会と連携し、事務所の代替拠点についての検討を行う。

（３）各種報告書・出版物の刊行

各事業活動での成果を、報告書又は出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布する。

（４）その他

その他今後の情勢を踏まえ、必要な場合に所要の事業等を実施する。